

宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請について

宅地建物取引士資格登録をしている者(宅地建物取引士証の交付を受けていない「宅地建物取引士資格登録者」も含みます。)が、その登録事項に変更があった時に行う申請です。

届出についての手数料は不要ですが、宅地建物取引士証の書換え交付申請(住所の裏書きは除く)を行う際には、4,500円分の兵庫県収入証紙及びカラー写真1枚(上半身写真縦3cm×横2.4cm)が必要です。電子申請の場合は、変更登録完了後に書換え交付申請を行ってください。

【注意事項】

- 1 変更登録申請と宅地建物取引士証書換え交付申請を同時に行うことはできません。電子申請の場合は、変更登録が完了してから取引士証書換え交付申請を行ってください。(審査が終わった場合、審査結果通知メールが届きます。)
- 2 取引士証を現に有している方が住所を変更する場合は、取引士証の裏面に新住所を記載するか書換え交付申請を行う必要があります。取引士証への裏書対応の場合は手数料は不要ですが、書換えを行う場合は手数料4,500円が必要です。
- 3 取引士証の裏面へ新住所を記載する場合は、従前どおり紙での申請のみとしますので、お近くの県民局等土木事務所へ申請書類(添付書類含む)と取引士証(原本)をご持参または郵送ください。郵送の場合は返信用封筒を同封してください。
- 4 顔写真付きの本人確認書類を添付してください。(添付場所①)その他の添付書類
(本人確認書類)
運転免許証、マイナンバー(表面のみ)、パスポート、宅地建物取引士証、従業者証明書など
- 5 電子申請後、適宜 eMLIT 上で審査状況をご確認ください。申請内容に不備があった場合、「修正」や「差戻」の通知が eMLIT 上に届きます。補正や再提出されない限り、申請手続は保留されます。
- 6 次ページ以降の申請に必要な書類をよく確認してから申請してください。

・添付書類

変更事項を証する書面を添付して下さい。

宅地建物取引士資格登録の変更登録申請の添付書類

変更事項		添付書類	注意事項
氏名		戸籍抄本	発行日から3ヶ月以内のもの ※外国籍以外の方は、住民票抄本に代えてマイナンバーカードの表面の写し(有効期限内のもの、個人番号部分塗りつぶし)を提出することができます。 ※宅建士の旧姓使用をご希望される場合は、旧姓が併記された住民票の提出が必要です。
住所		住民票抄本 (※戸籍の附票)	登録上の住所から複数回変更等して、その都度変更登録申請をされていない場合、その全ての変更内容がわかるように、複数の住民票または戸籍の附票が必要です。
本籍		戸籍抄本	外国人の方は、変更内容が分かる住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付して下さい。また、前記書面が準備できない場合は、別途、法務省に外国人登録原票に係る開示請求を行うことが必要になる場合があります。開示請求に関する内容は法務省のホームページ等でご確認ください。
勤務先	退職した場合	退職証明書	退職年月日の記載、代表者印の押印のあるものが必要です。 ※従前の勤務先から退職証明書の発行が受けられないという方は、電話または窓口でご相談ください。
	勤務先の業者が廃業した場合	—	廃業届の写しがある場合は、添付して下さい。 変更年月日欄には廃業等の日付を記入して下さい。
	就職した場合	従業者証明書 又は 免許証の写し	変更年月日欄には就職先への入社年月日を記入して下さい。新規免許の場合、免許証の写しに代え、免許通知の葉書の写しの添付でも可能です。 左記以外の上記証明書(代表者印の押印のある原本)等、勤務先ができる書類の添付でも可能です。
	商号	免許証の写し	変更年月日欄には商号変更年月日を記入して下さい。届出行政庁の受付印を押した業者名簿事項変更届出書第一面の写しの添付でも可能です。
	免許証番号		変更年月日欄には免許年月日を記入して下さい。
	出向	出向証明書	出向元会社の代表者印が押印されたものが必要です。
	出向解除	出向解除証明書	出向元会社の代表者印が押印されたものが必要です。